

京都市告示第366号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和4年9月16日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
東 陽子	フレアス在宅マッサージ京都右京区施術所	右京区嵯峨明星町22番地 コーポ車折202	令和4年8月1日
大森 剛	大森接骨院	伏見区醍醐東合場町33番地1	令和4年8月4日
山本 翔平	あんじゅ訪問鍼灸院	大阪市東住吉区今林二丁目 7-28-101	令和4年8月1日
井上 弘史	り・ふあいん際川鍼灸院	滋賀県大津市際川3丁目 16-5	令和4年8月4日
中嶋 純	り・ふあいん際川鍼灸院	滋賀県大津市際川3丁目 16-5	令和4年8月4日
横谷 泰利	り・ふあいん際川鍼灸院	滋賀県大津市際川3丁目 16-5	令和4年8月4日
山下 広美	メディカルネットあんま治療院 寝屋川店	大阪府寝屋川市高柳栄町8-1 パークサイドラビアン	令和4年8月23日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)